主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人及び弁護人中島通子連名の上告趣意は、原判示にそわない事実関係を 前提とする憲法一三条、一四条、九八条、九九条違反の主張及び事実誤認の主張で あつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和五〇年一二月二二日

最高裁判所第二小法廷

譲			林	本	裁判長裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
豊			田	吉	裁判官